

鳴瀬川ダム建設予定地が「河川予定地」に指定されました ～鳴瀬川ダムの早期完成に向けて～

本日12月2日付け官報告示で、鳴瀬川ダム建設予定地（湛水域を含む）が河川法第56条第1項に基づく「河川予定地」に指定されました。
今後は、鳴瀬川ダム建設予定地内での工作物の新築又は改築、土地の掘削等の行為は、河川管理者の許可が必要となります。

記

- 鳴瀬川ダム建設予定地内において新たに、工作物の新築又は改築、土地の掘削等の行為が行われると、工事の施行に著しい支障となり、補償費用の増加に繋がります。
- そこで、あらかじめ区域を指定して一定の行為を制限して工事の進捗を図るとともに、土地所有者等の無駄な投資を防ぐという理由から、鳴瀬川ダム建設予定地を「河川予定地」に指定したものです。
- 今後は、土地の掘削、盛土、切土、その他土地の形状を変える行為及び工作物の新築又は改築には河川管理者の許可が必要となります。
(ただし、耕うん、深さ1.5m以内の掘削・切土は軽微なものとして許可を要しません。)

(添付資料)

- 「官報」河川予定地告示文
- 鳴瀬川ダム「河川予定地」平面図
- 鳴瀬川ダム完成予想図

<発表記者会：古川記者クラブ、宮城県政記者会、東北電力記者会、東北建設専門紙記者会>

問い合わせ先



東北地方整備局 鳴瀬川総合開発工事事務所

所在：宮城県大崎市古川駅前大通1-5-18

ふるさとプラザ3～4階

電話：0229-22-7811（代表）

副所長（技術） さいとう まさひろ
齊藤 勝博（内線204）

工務課長 たか けんじ
田高 健治（内線311）

○東北地方整備局告示第七十五号（昭和三十一年法律第十六号）第五
 十、六、条、第一、項、の、規、定、に、よ、り、次、の、土、地、を、河、川、予、定
 地、と、し、て、指、定、す、る、。、
 その、関、係、図、面、は、国、土、交、通、省、東、北、地、方、整、備、局、及
 び、同、局、鳴、瀬、川、總、合、開、発、工、事、務、所、に、備、え、置、い、て、一
 般、の、縦、覧、に、供、す、る、。、
 令、和、六、年、十、二、月、二、日、
 東、北、地、方、整、備、局、長、西、村、拓、
 次、の、（一）の、河、川、に、係、る、（二）の、区、域、内、の、土、地、の、う、ち、
 別、紙、図、面、に、赤、色、で、着、色、し、た、部、分、の、区、域、内、の、土、地、
 （一）河、川、区、域、内、の、土、地、を、除、く、。

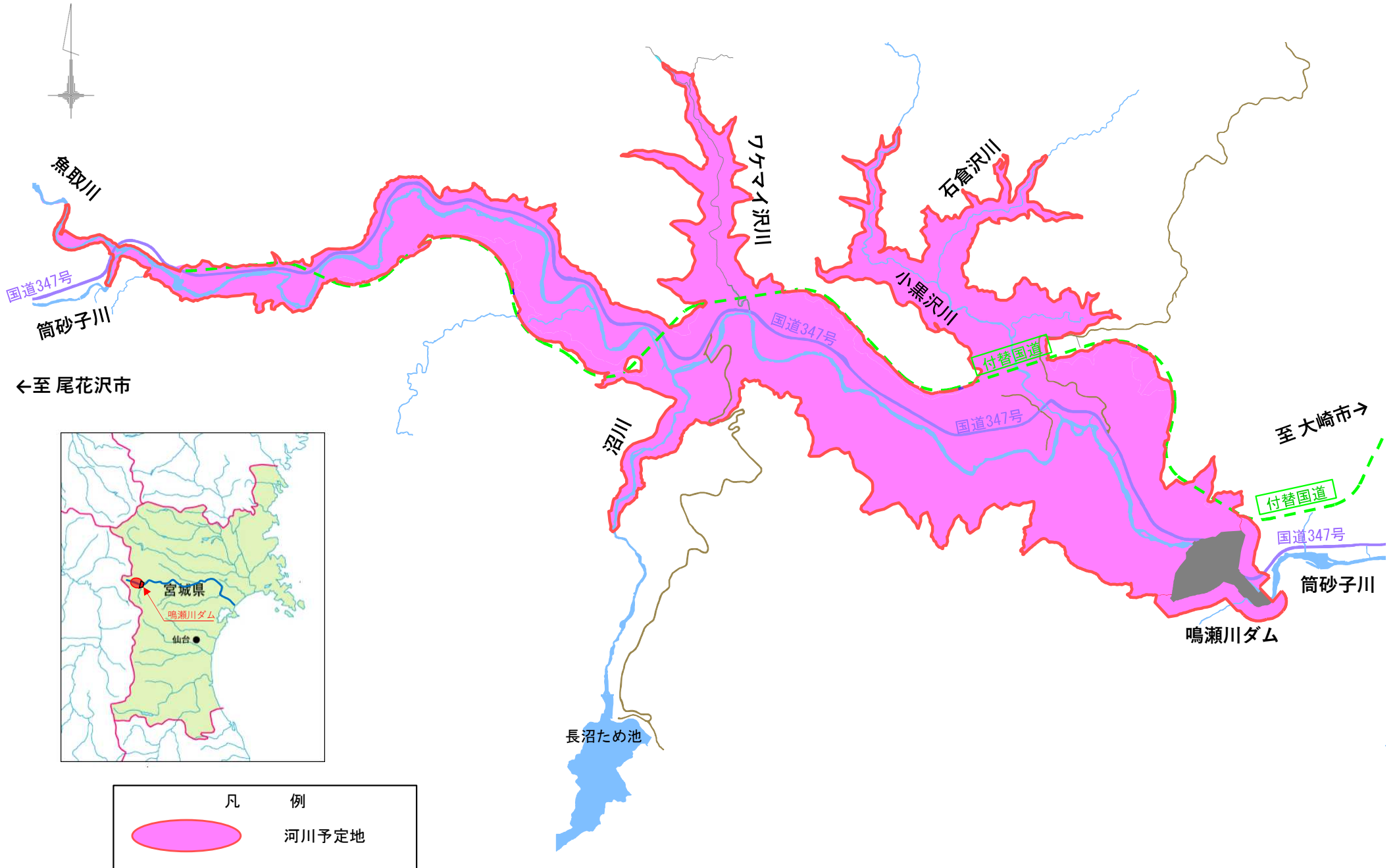
（一）筒砂子川 左岸 宮城郡加美郡加美町字

漆澤嶽山一番漆沢岳山
 国、有、林、二、百、二、十、一、林、班、
 い、小、班、地、先、
 同、町、字、漆、澤、嶽、山、一、番、漆、
 沢、岳、山、有、林、二、百、二、十、
 五、林、班、ち、五、小、班、地、先、
 宮、城、郡、加、美、郡、加、美、町、字、
 漆、沢、筒、砂、子、一、番、三、十、四、
 地、先、
 同、町、字、漆、沢、宮、ヶ、森、一、番、
 四、十、七、地、先、

まで から

（二）宮城郡加美郡加美町
 （一）宮城郡加美郡加美町

鳴瀬川ダム「河川予定地」平面図



鳴瀬川ダム完成予想図



鳴瀬川ダム完成予想図

